

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）に関する意見募集の結果について

平成 27 年 月 日  
特定個人情報保護委員会事務局

特定個人情報保護委員会においては、本年 2 月 18 日（水）から 3 月 19 日（木）まで「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、個人又は団体から 16 件の御意見が寄せられました。今般寄せられた御意見の概要及び御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見を踏まえて必要な修正を行った上で、本日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則」を制定しましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた方々に感謝申し上げますとともに、引き続き、当委員会の政策に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案)に関する意見募集の結果について(案)

番号	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	<p>本件規則案第2条は、地方税関係情報の提供について本人の同意を要件としています。</p> <p>しかし、地方税関係情報は、例えば住民税が課税されていないことを要件とする福祉的な給付を行う際にこれを確認する場合等において頻繁に必要とされるものであると思われます。それにもかかわらず、これについていちいち本人の同意を得なければならないとしたのでは、番号制度の趣旨である行政の効率化がまっとうされないことになるおそれがあると思います。</p> <p>また、当該情報の提供は、「情報提供ネットワークシステム」を使用して行われるものであるところ、このようなシステム上において本当に本人の同意があったかどうかを条例事務関係情報提供者が確実に確認することは、困難であると思われます。</p> <p>したがって、地方税関係情報についても、必ずしも本人の同意を要件としないこととするべきだと思います。</p>	<p>地方税法第22条は、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則となっており、所得情報を始めとする地方税関係情報の第三者への提供については、より慎重に対応することが求められています。このため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第7号の規定に基づきなされる情報連携における地方税関係情報の提供については、地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、</p> <p>a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置付けにない</p> <p>と解される場合</p> <p>b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限定することとされており、これらの場合には、当該情報は本人と行政機関の関係においては秘密ではないと解され、地方税法第22条に規定する犯罪は成立しないものと解されているところ。</p> <p>地方公共団体が番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務(以下「独自利用事務」という。)については、上記aに該当し得ないため、地方税関係情報の提供を求める場合には、本人の同意が必要となります。</p> <p>御指摘のように、本人の同意の有無を1件ごとに情報提供ネットワークシステムにおける照会を受けた都度判断して回答することは実務上困難であると考えられますので、本規則案に基づいて情報提供の対象となる条例事務は、照会側の当該事務に係る申請等において、地方税関係情報が提供されることについて本人が同意した上で申請等が行われる仕組みとなっており、その結果として、実務上、提供側において個別事例ごとに守秘義務の判断を必要とすることがないような事務が該当することとなると考えています。</p>
2	<p>マイナンバー制度の効果を高めるとともに、多くの市町村で同様の届出を行う事務コストを削減するため、子ども医療費助成や障害者医療費助成などの多くの市町村で実施している制度については、届出を行うことなく実施できるようにして頂きたい。</p> <p>届出の際には第三者点検を不要として頂きたい。第三者点検は、民間業者で実施する場合も、市の個人情報保護審議会で実施する場合も予算が必要となり対応が困難です。</p> <p>これまでもマイナンバー制度に関する国からの各種情報の提供が遅延しており、自治体で対応を行う時間的な余裕が非常に限られております。事前に事例一覧の提示がなく、全件、ゼロベースから庁内事務と準じられる事務の比較調査を行い様式を作成して届出を行うことは非常に負担の大きいものであり、また、届出を出してみないと認められるかどうかも判らないのでは多大な事務コストが無駄になる恐れがあります。特定個人情報保護委員会にて自治体事務のヒアリング調査等を実施して頂き、認められる事務の事例一覧を早々に提供して頂きたい。</p>	<p>独自利用事務の内容は、地方公共団体により区々であることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)において独自利用事務のうち要件に合致すると認められるものであって、公表を行ったものについて、情報連携の対象とすることとしています。なお、情報連携の対象となる事務の具体例については、夏を目途に公表する予定です。</p> <p>届出が円滑に行えるよう、様式を検討中です。なお、第三者点検について、届出において義務とする予定はありません。</p> <p>委員会規則においては、独自利用事務について地方公共団体における創意工夫や地方公共団体の自主性を尊重するため、要件に合致するものについて情報連携を認めることとしており、情報連携が認められる独自利用事務を一覧で規定し、制約することとはしていません。なお、情報連携の対象となる事務の具体例については、夏を目途に公表する予定です。</p>

番号	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
3	<p>第二条から、条例事務関係情報照会者からの提供依頼を受けることとなる条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき、根拠の確認を要せずに依頼があれば無条件に提供することが可能となると理解できるが、如何か？</p> <p>情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供するとき、第四条にて公表されている条例事務であるとしても、公表に基づく照会である事実を確認する作業負担が発生するため、何らかの条件(関門)が設けられるべきと考えるが、如何か？当該条件(関門)が別途定められるのであれば、それらの関連も明示すべきと考えるが、如何か？</p>	<p>条例事務関係情報照会者は、委員会規則第1条第1号及び同条第3号の規定により、独自利用事務のうち、第3条に掲げる要件を満たすものを処理する者に限定されています。このように、独自利用事務に係る情報連携において特定個人情報の照会を行うことができる条例事務関係情報照会者を委員会規則において限定しています。</p> <p>また、条例事務関係情報照会者が、条例事務関係情報提供者に対し、条例事務を処理するために必要な特定個人情報の提供を求められるのは、特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)が公表を行い、条例事務関係情報提供者に周知された場合や当該条例事務について特定個人情報保護評価を実施した場合に限定できるよう、システム上担保する予定です。</p>
4	<p>条例事務の要件として、規則案3条1号「法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること」とあるが、これは法定事務の上乗せ、横出し事務しか認められないということか。それとも、ある程度趣旨又は目的が類似していれば「同一である」と認められるのか。上乗せ、横出し以外の事務においても条例事務として認められないのであれば、地方自治体等で設けられている各種助成制度の申請の際に添付書類の省略が認められるものがかなり限定され、番号制度のメリットが大きく損なわれてしまう。法定事務である助成制度と、法定事務以外の助成制度を扱う部署においては、同時に2つの助成制度の申請を行うこともあるが、一方では省略可能でも、もう一方では省略不可ということになれば、結局は所得証明等の取得を求められることとなり、番号制度の趣旨自体が問われることとなるのではないか。</p> <p>また、平成27年2月16日IT総合戦略本部第8回マイナンバー等分科会資料2の番号法改正案において、「条例で定める独自利用事務においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする」とあるが、法改正により独自利用事務の情報連携が可能となるなら規則連携の存在意義はなくなると考えるが如何か。法改正による独自利用事務の情報連携と規則連携との関係性、整合性について教授願いたい。</p>	<p>「別表第二に準ずる事務」とは、上乗せ・横出し事務に限定するものではありません。上乗せ・横出し事務以外の事務であっても、委員会規則で定める「事務の内容が法定事務の内容と類似していること」等の要件に合致すると認められれば、情報連携の対象となります。</p> <p>番号法改正案においても、独自利用事務に係る情報連携については委員会規則を前提としており、今回の委員会規則とは整合的です。</p>

番号	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
5	<p>委員会規則案第2条において、提供する特定個人情報が地方税関係情報である場合は、本人の同意に加えて本人の申請に基づく事務であることを条件に加えるべきである。</p> <p><b>【改正案】委員会規則第2条</b>  (提供を求めた特定個人情報が地方税関係情報である場合は、本人の申請に基づく事務であって、当該地方税関係情報の提供を求めることについて本人の同意がある場合に限る。)  上記修正が認められない場合、番号法第19条第14号に基づく税務情報の照会があった場合に税務情報を提供することは、地方税法第22条の守秘義務には抵触しない旨を確認したい。</p> <p><b>【意図】</b>番号法第19条第14号では、番号法第19条第7号に基づく提供と違って、番号法第22条第1項による情報提供の義務付けが存在しない。このため、地方税法第22条による守秘義務は解除されていないように思われる。法による回答義務が課せられない中で守秘義務を解除するためには、本人の同意は最低限必要である。  しかし、本人の申請に基づかない事務でも提供可能と規定すると、最悪、照会機関で本人の同意を得ないまま照会の求めを出すことが可能であり、提供機関では本人の同意を得たか確認できないまま税務情報を提供してしまう事態が想定される。このような場合にも、提供機関が守秘義務に抵触することは不合理である。  したがって、申請の際に明示又は黙示的に本人が同意した旨を提供機関が推認できるようにするため、本人の申請に基づく事務であることを条件に加えるべきと考える。または、委員会規則案に基づいて税務情報の提供を行うことは守秘義務に抵触しないことを特定個人情報保護委員会又はその他国の機関が保障するべきと考える。</p>	<p>現在国会に提出している番号法改正案を含め、当該守秘義務には抵触しないと整理していません。</p>
6	<p>たとえ親といえども勝手に個人番号を教えてプライバシーを知られるようなことのないようにしてもらいたいです。</p>	<p>御指摘のケースの詳細が明らかではありませんが、一般論としては、番号法上、様々な保護措置が講じられています。</p>
7	<p>今回の規則(案)では、地方公共団体の条例の制定のタイミングと特定個人情報保護委員会規則のタイミングは同時並行とも読めます。  しかし、一方で、3月2日付け よくあるご質問【手続】では各団体において独自利用条例を制定し、当該独自利用事務と法定事務を比較・検討し、3要件に合致する旨を様式により委員会に届け出ます。という記載があります。</p> <p>その後ヒアリングとなるため、条例制定後、1年以上後に規則連携が可能かどうかかわかるということになり、万が一規則連携ができない条例を制定してしまった団体は、議会での説明に苦慮することになります。  条例制定のタイミングと規則に定めるタイミングを同時期となるようなスケジュールにしたい。</p> <p>また、都道府県ごとにヒアリングを5月～6月に行うのであれば、照会等をいただきたい。</p>	<p>委員会におけるヒアリングについては、地方公共団体の条例制定前に実施することを予定しています。  なお、委員会規則の施行前にも地方公共団体において届出を行うことができるよう、委員会規則を一部修正(附則を追加)しました。</p>

番号	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
8	類似とはどのような意味か。具体性がないと地方公共団体側で判断ができない。	「その事務の内容が当該法定事務の内容と類似している」とは、例えば地方単独事業として実施する独自利用事務のうち、番号法別表第二及び主務省令に規定された各事務(例えば給付事務等)に支給額、補助率を地方公共団体が独自に加算等して実施する事務などを想定しています。なお、情報連携の対象となる事務の具体例については、夏を目途に公表する予定です。
9	本市においては、独自利用する事務の根拠が条例になっておらず、かつ条例化することが難しい場合は規則でも可能とし、独自利用条例の中に事務の詳細な内容を書き込むことで補完しようと考えています。 そのような事務について、情報提供ネットワークを通じた情報連携は認められるでしょうか。	独自利用条例をどのように規定するのかによるため、個別具体的にはお答えできませんが、左記の場合であって独自利用事務に係る情報連携を行う場合、当該独自利用条例において、情報連携を実施する事務の内容が特定できる必要があります。
10	マイナンバーの主な導入目的は「1 公平・公正な社会の実現、2 国民の利便性の向上、3 行政の効率化の3つとなっている。現在、地方自治体には多くの独自事務が存在しており、そこには多くの市民・行政職員が関わっているが、現在の規則案の条件に基づくと、マイナンバーを利用できる事務はかなり制限されることになる。現在の案では2と3に関して、大きなメリットを生むことができないように感じる。 また、同様に番号法第1条には「1 行政機関、地方公共団体等が、個人番号及び法人番号を活用し、効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受を行うことができるようにすること」、「2 国民が、手続きの簡素化による負担の軽減、本人確認の簡易な手段を得られるようにすること」、「3 個人番号その他の特定個人情報の取扱いが安全かつ適正に行われるように行政機関個人情報保護法等の特例を定めること」の3つが挙げられているが、1と2の面で十分な効果があるとは思えず、記載内容に沿った内容とは到底思えない。	番号法第19条では、柱書において特定個人情報の提供を制限しており、同条各号で特定個人情報の提供制限の例外を規定しています。 同条第14号において「その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。」と規定されているため、本委員会規則は、同条同号に基づき同条第7号に準ずるものとして一定の要件を課し、特定個人情報の提供制限の例外について定めることとしています。
11	同一地方公共団体の機関内において、マイナンバーを双方の所管課で使用して、庁内連携を行う場合、条例制定をする必要があると解されています。 しかし、番号法上、なぜ、同一機関内の庁内連携に関して、条例制定する必要があるのか、法的根拠が明確には示されていません(同法第9条第1項及び第2項の規定が直接の根拠規定となるという理解すべきでしょうか。) 一方、同一地方公共団体内の他の機関への情報提供に関しては、番号法第19条により定められています。 そこで、同一機関内の庁内連携に関する法的根拠を明確にするため、番号法や特定個人情報保護委員会規則において、同一機関内の庁内連携の庁内連携に関する規定を定めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。	御指摘の庁内連携は特定個人情報の提供には当たらないため、番号法第19条第14号に基づく委員会規則の適用対象となりません。 なお、庁内連携については内閣官房・総務省から情報提供されていると承知しています。
12	地方公共団体への任意の意見照会の際に届出様式(案)が示され、チェック項目として「第三者点検」という欄があり、委員会規則(案)に関するFAQで「第三者点検」についての説明がされているが、任意のものであり、必須のものではないにしても、何を根拠に第三者点検を実施する必要があるのか?また、それがPIAの第三者点検と同様のものを想定するとされているが、その根拠は何か?どこに規定されるのか? 審議会、審査会の所掌事務を増やす条例改正等しなければならないとした場合、何を根拠に第三者点検を実施するのかを明らかにする必要があると考えます。	届出が円滑に行えるよう、様式を検討中です。なお、第三者点検について、届出において義務とする予定はありません。

番号	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
13	この案では、結局、どの事務で特定個人情報提供されるのかは、届出を受けての委員会による認否と公表によることになり、国民等が意見を述べる機会はなくなるので不適切である。定期的に届出を受けて改定することを前提に、規則で事務の名称等まで定め、改定過程で意見公募手続も行われるようにして、透明性を確保すべきである。	番号法第19条第14号では、特定個人情報の提供制限の例外について「その他これらに準ずるものとして特定個人情報保護委員会規則で定めるとき。」と規定されています。これを受け、同条同号に基づき同条第7号に準ずるものとして作成するものが、本委員会規則となります。委員会規則においては、独自利用事務に係る情報連携を認める際の一定の要件(ルール)を規定し、委員会において届出内容をインターネットの利用その他の方法により公表することにより、透明性を確保することとしています。
14	附則において規則の施行を番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(法の公布から4年を超えない範囲で政令で定める日)としている。このことについて、規則案第4条に規定する届出及び公表についても施行日後の作業になるのか。条例事務における特定個人情報保護評価の準備や、国民に対して条例事務においても情報提供・照会が行われる旨を広く知っていただくためにもより早期に届出と公表を行うべきだと考える。独自利用事務において実際に情報照会・提供を行うのは平成29年1月からになると思われるが、準備行為や国民への周知は事前に行えるのか。	御指摘を踏まえ、委員会規則を一部修正(附則を追加)しました。
15	第3条の第2号について、「類似」という定めは、どの程度まで「類似」かは自由裁量で判断できてしまうので不適切であり、客観的な基準を設けるべきである。	事務の類似性については、特定個人情報の提供を求める地方公共団体の長その他の執行機関において適切に判断し、委員会規則第4条第1項に基づき届出が行われるものと考えます。また、その後、委員会においても、第4条第3項に基づき事務の類似性を確認することとなります。なお、情報連携の対象となる事務の具体例については、夏を目途に公表する予定です。
16	<p>主務省令に関する意見募集に際し、各都道府県及び政令指定都市が条例・規則等に基づき交付している知的障害者に関する手帳(療育手帳)に関して、「(略)番号利用が必要な場合には、法第九条第二項に基づき条例を制定し、情報連携をしていただくこととなります。なお、療育手帳に関する特定個人情報の提供を可能とするためには、現行の法に基づく場合、法第十九条第十四号に基づく特定個人情報保護委員会規則に定める必要があると考えますが、当該委員会規則については、独立した第三者機関である特定個人情報保護委員会において検討が進められているものと承知しています。」との回答を得ているが、今回示された内容を踏まえて以下の点について見解を確認したい。</p> <p>・第三条において、「その事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する者が当該法定事務を処理するために必要な特定個人情報を提供する情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれかに該当する者であって、かつ、その事務を処理するために必要な個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲同一又はその一部であること。」となっているが、療育手帳については、別表第二の第四欄に掲げる特定個人情報として主務省令で定められていないことから、番号法第九条第二項の条例を規定したとしても、情報連携はできないものと理解してよいか。</p> <p>(理由)身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳交付の事務については、番号法別表第一及び第二に規定されているが、療育手帳については、番号法における定めがないため。</p> <p>番号法第9条2項条例を制定したのち、委員会への届出を行うこととなっているが、届出の内容によって特定個人情報保護委員会が、規則連携を認めない可能性はないと考えてよいか。それとも、事前協議等の手続きが必要となるのか。その場合の手続きのフローは27年4月ごろには示されると考えてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、番号法別表第二の主務省令に療育手帳の情報について定めることが可能かどうかは、現在地方公共団体からの要望も踏まえて関係省庁で検討中であり、その方針については、関係省庁から今後示される予定です。</p> <p>委員会規則第4条第2項の規定に基づき、委員会は、届出のあった事項について、必要があると認めるときは、その届出をした地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該届出に係る事項について説明を求め、又は必要な訂正を求めることがあります。また、同条第3項の規定に基づき、委員会は、届出の内容が要件に該当すると認める場合は総務大臣に通知することとしています。</p> <p>なお、地方公共団体において、届出から独自利用事務に係る情報連携までの事務が円滑に実施できるよう、平成29年7月から情報連携を実施する予定の地方公共団体については、本年5月末～6月を目途にヒアリングを行う予定です。ヒアリングに係る手続については、委員会規則の公布後、順次情報提供いたします。</p> <p>また、情報連携の対象となる事務の具体例については、夏を目途に公表する予定です。</p>